

(中部圏開発整備計画の作成及び決定)

第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。

2 中部圏開発整備長官は、中部圏開発整備計画を作成するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者以下「関係事業者」という。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。

4 内閣開発整備計画は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。

5 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

6 前項の規定により公表された事項に關し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

7 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(中部圏開発整備計画の変更)

第十二条 中部圏開発整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

2 関係県は、前項に規定する事由に該当すると認めるとときは、その協議により、中部圏開発整備長官に対し、中部圏開発整備計画の変更の申出をすることができる。

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項ま

での規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会(事業計画については、審議会及び関係県)」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替えるものとする。

(都市整備区域の指定)

第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施

(都市整備区域の指定)

第十三条 内閣総理大臣は、中部圏の地域内における区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、都市整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都市整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第十四条 内閣総理大臣は、中部圏の均衡ある發展を図るために、都市整備区域以外の中圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(都市整備区域等の整備等に関する法律)

第十五条 前条に定めるものほか、都市整備区域内外及び都市開発区域内における宅地の造成(保全区域)

その他の都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關し必要な事項は、別に法律で定めることとする。

(国との普通財産の譲渡)

第二十条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(中部圏開発整備計画の実施に要する経費)

第二十一条 政府は、中部圏開発整備計画を実施

を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2 第十三条第一項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

3 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、國、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。(協力及び勧告)

第十七条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、國、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

2 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

3 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

4 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

5 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

6 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

7 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

8 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

9 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

10 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

11 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

12 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

13 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

14 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

15 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

16 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

17 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

18 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

19 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

20 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

21 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

22 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

23 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

24 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

25 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

26 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

27 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

28 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

29 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

30 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

31 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

32 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

33 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

34 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

35 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

するため必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第二十二条 地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整)

第二十三条 中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整は、内閣総理大臣が審議会と北陸地方開発審議会の意見をきいて行なうものとする。

(中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整)

第二十四条 中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が審議会と近畿圏整備審議会の意見をきいて行なうものとする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十六条・第十六条の二」を「第十六条・第十六条の三」に改める。

附 则

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏開発整備計画の調査)

第二条 中部圏開発整備計画の調査は、内閣総理大臣が審議会と近畿圏整備審議会の意見をきいて行なうものとする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

を加える。

(中部圏開発整備本部)
第十六条の三 総理府の機関として、中部圏開発整備本部を置く。

2 中部圏開発整備本部は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3 中部圏開発整備本部の組織及び所掌事務については、中部圏開発整備法の定めるところによる。

第二十三条中並びに近畿圏整備長官」を「近畿圏整備官並びに中部圏開発整備長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条の規定による定数に二十人を加えたものとする。

(国土総合開発法の一部改正)

3 國土総合開発法(昭和三十六年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「又は近畿圏整備計画」を「近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

4 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。
4 中部圏開発整備計画と基本計画との調整と審議会の意見をきいて行なうものとする。

総理府に中部圏開発整備本部及び中部圏開発整備審議会を置くとともに、関係県にその共同設置の機関として中部圏開発整備地方協議会を置き、中部圏開発整備計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにあわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に

寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

○田村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聽取いたします。増田甲子七君。

○増田議員 ただいま議題となりました中部圏開発整備法案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

國土総合開発法制定以来十有余年を経み、この周、北は北海道より南は九州に至る各ブロックにそれぞれの地域開発ないしは整備法が相次いで制定、実施せられ、現に着々その成果をあげているところであります。ひとり東海三県、長野県のみは、いまだこの種の立法が行なわれず、國土の中枢部を扼しながらいまなお法的に空白地帯となり、均衡ある地域開発行政上まことに片手落ちであるといわざるを得ない実情であります。

特に東海地方は、首都圏、近畿圏の中間に位置し、わが国産業、經濟の三大拠点の一つとして、地位的的重要性をそなえ、將來の發展的役割りをになうものであります。近時、經濟圏広域化の必然的趨勢にかんがみまして、この東海地区を中心とする太平洋ベルト地帯と北陸地方一円の日本海沿岸地域とを表裏南北に相結び、これに連なる内陸地域を含めて、これらを打って一丸とする広域的かつ有機的經濟圏を形成し、長期的展望に立つ開発整備の計画を確立することがきわめて緊要であり、國家的要請であるとさぎります。

さらには、京浜、阪神二大都市圏の過大都市化に伴い、いわゆる過密都市対策の緊要性が、近時ますます重大な政治的問題となりつつあります。

が、中京地区においても、漸次、人口、産業の集

中傾向が年とともに顕著となり、これを現状の推移に放置いたしますと、京浜、阪神が現に深刻に苦惱しつつある過大都市の疾患に見舞わること必至の情勢であり、この際、これらの前轍を踏まざるよう事前に適切な予防的対策を講ずる必要があります。

このような見地から、中京先進地区の計画的整備とあわせて、その背後に擁する日本海に連なる広域な後進地域を一個の有機的經濟圏として一括的に開発し、それぞれの特性を生かして、人口配置、産業立地の適正化をはかり、健全にして均衡ある地域開発の実をあげ、もってわが國産業經濟の發展に寄与し、あわせて社会福祉の向上を意圖して本法案を提出するものであります。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、本法案の目的であります。中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方の方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが國の産業經濟等において重要な地位を占めるにあわしい中部圏の建設とその均衡ある發展をはかることを目的としたことござります。

第二は、中部圏とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいうものといたしまして、先進中京地区の過密化傾向に先行的予防措置を講ずるとともに、その一環として、更に北陸一円に連なる外延的開發を総合的に推進し、健全なる中部經濟圏の広域的發展を遂げしむることをねらいいたしまして、北陸地方開発促進法、近畿圏整備法の適用地域たる富山県、石川県、福井県、滋賀県、三重県も本法に含めたのであります。

第三は、中部圏開発整備本部を総理府の機関として新設することです。前にも繰述した

は異なった、より高度の次元に立つものであり、自余の地域開発立法と混淆せらるべきではないのでございます。したがつて、この際、近畿圏の方式に準じて独立の機構を創設し、実施体制を強化確立する必要があります。

現行のこの種開発行政機構は、総理府、經濟企画院とも事務量が飽和状態におちいり、両者いずれも現有機能をもつてしては、現実の問題として本法の実施運営は、とうてい不可能であると思量せられ、本法立法の趣旨にかんがみて、あくまで

首都圏、近畿圏の先例に準ずる新機構を創設することになります。

第四は、総理府に中部圏開発整備審議会を置き、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について、調査審議すること及び内閣総理大臣に意見を述べることができます。

第五は、中部圏開発整備地方協議会といふ地元協議会を法制化し、中部圏の開発整備に関する重要事項を調査審議することとしたことござります。

第六は、中部圏開発整備計画の内容であります。

この種の立法として、全く初めてのことではありますが、いわゆる中央の天下りではなく、あくまで地元のなまの声を十分に反映させ、中央、地方の氣脈を有機的に相通する体制でござります。そもそも、法規制度は、既成概念に固定せらるべきでなく、時代の進展に応じて改善せられてしかるべきであり、この際、新たな見地に立って、新条例を開いたのでござります。

第六は、中部圏開発整備計画の内容であります。

基本開発整備計画及び事業計画といったしまして、基本開発整備計画は、中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開拓、都市の開発及び整備、交通体系の確立、教育の振興その他中部圏の開発及び整備に関する総合的かつ基本的な方針を定め、この方針に基づいて基本開発整備計画を定めるようにし、各事項について所要の規定を設けておりま

2 前項第一号ニに掲げる事項に関する起業者が過失がなくして知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

第四十三条中「第四十二条」を「第四十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第二号イ」を「第四十五条第一項」を「第四十二条第一項第二号イ」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第一項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

(裁決の申請の特例)

第四十四条 第三十六条の規定による土地調査の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条の規定による土地調査の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定を適用する。

(裁決申請があつた旨の公示等)

第四十五条 前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、收用委員会は、第四十一条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市

町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

第四十五条の二 収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦貫期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用的の裁決手続の開始の登記(以下単に「裁決手続開始の登記」といふ)を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三 裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分の執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記さ

ものとし、以下単に「滞納処分」という。強制執行若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2 裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行、譲渡又は賃貸の設定をすることができます。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの(賃権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべきものを含む。)に対する競売によつて消滅すべきものを含む。)に対する損失の補償を請求する権利につき、同様とす

る。

(補償金の支払請求)

第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「前条」を「第四十三条又は第八十七条たゞ書」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

(第三節 補償金の支払請求)

(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。)は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、収用され、若しくは使用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができる。

第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

(補償金の支払請求)

前項の規定による補償金の支払の請求は、第

の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記から差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含む。)については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときには、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

4 裁決手続開始の登記に係る補償金の支払の請求は、その効力を失う。

(残地收用等に係る補償金の支払請求)

第四十六条の三 第七十六条第一項又は第八十一項第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限つてすることができる。

(見積りによる補償金の支払)

第四十六条の四 起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならぬ。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間以内に支払えば足りる。

(見積りによる補償金の支払)

2 第九十五条第二項(第三号を除く。)及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに第一百四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第一百四条中「が収用され、又は使用された」とあるのは、「について第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされ

た」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」

とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替えるものとする。

3 起業者は、前項において準用する第百四条の規定により権利を行なうことができる者に対し、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決

第四十七条中「起業者の」を「収用又は使用の裁決」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

(明渡裁決の申立て等)

第四十七条の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を

収用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
イ 土地の所在、地番及び地目
ロ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）

二 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
二 第四十一条第一項第一号ホに掲げるものを

除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二 第三十六条の規定による物件調査又はその写し

2 第四十一条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうち口に掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5 第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

6 第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に関する必要な事項は、建設省令で定める。

(書類の送付及び縦覧)

第四十七条の四 収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付す

るとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2 第十条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

3 第十一条第五項中「前項」を「第三項」に改め

付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替えるものとする。

4 第四十八条の見出しを「権利取得裁決」に改め、同条第一項を次のよう改める。

権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

5 第四十八条の見出しを「権利取得裁決」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第一項第一号の見出しを「権利取得裁決」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第六十三条第一項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「及び決定」を削り、同条第一項中「及び決定書」を削る。

第六十七条を次のよう改める。

第六十七条から第七十三条までを次のよう改める。

第六十七条を削除する。

第六十七条から第七十三条までを次のよう改める。

第六十七条を削除する。

当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わって受け取ることができる。

利取得の時期に」に、「収用の時期から十五年の」を「事業の認定の告示の日から二十年の」に改め、同条第三項中「収用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得権の時期」に改める。

第一節 削除

第一百八条から第一百十五条まで 削除
第一百六十二条第一項中「土地の全部」を「起業地の

5
者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとみなす。

要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかるわらず、起業者から徵収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第一百三條中「取用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「取用し」又は「使用すべき

土地又は「を」を取用し、若しくは使用すべき土地又は取用すべきに改める。
第一百四条中「補償金」を「補償金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(起業者が返還を受ける額に係る債務主義)
第一百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十条の三第一

項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第一百三十三条规定

の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中

「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、第九十条の三第一項第二号の規定によつ

て起業者が返還を受けることができる額について述べた。減免と読み替えるものとする。

第一百五条第二項中「第七十三条後段」を「第八十条の二第一項三段ある。

〔第六条第一項〕「第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内に、取用の時期から十五年以内に、第一項の規定による事業の認定の告示の日から十年に、取用の時期から二十年以内に、」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から五年に、」とし、

〔第四号〕に、「一円」を「二円」に、「第六号」を「第五号」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中第四十一条を第三十九条第一項に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六条第七項を除く。)」を加える。
第一百二十八条第一項中「第九十九条第一項」を

〔第二百二条の二第一項〕に、「第九十九条」を「第二百二条」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十九条第三項」を「第二百二条の二第三項」に改める。

第二百三十二条第一項中第二号を削り、第三号を
第二号とし、同条第二項中「損失の補償」の下に

「(第九十条の三の規定による加算金及び第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下第百三十三

条において同じ。」を加える。
第百三十五条第一項中「、調停の申立」を削る。

三百三十六条に次の二項を加える。

があると認めるときは、政令で定めるところにより、審理の期日に出席することができる代理

人の数を制限することができる。

員」を「及び予備委員」に改める。

「百二条」を削り、同項第二号中「第七十三条」を「第七十二条」に、「第九十八条、第九十九条、第

「百一条」を「第一百一条から第二百二条の二まで」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第一項」を

「第二十八条の三第一項」に改め、「第四十条並びに第一百六条第二項第三号及び第四号中「取得し、

又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」とを削り、「起業者は、収用の時期において

て、当該土地又は物件」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、

当該土地」に、「収用の時期において、当該権利はを「権利取得裁決において定められた権利取得

の時期において、当該権利は「に、「使用の時期において、当該土地」を「権利取得裁決において定め

理由

られた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地に、「使用の時期において、当該権利」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期において、裁決で定められた権利」ところにより、「該権利」に、「読み替える」を、第百六十六条第一項並びに第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と読み替えるに改め、同項第二号及び第三号中「第三十四条」を「第二十八条の三」に改める。

第三百三十九条第一項中「収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に、同条第二項中「収用の時期」を「明渡し裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第十一章中百四十二条の次に次の二条を加える。

(政令への委任)

第一百四十二条の二 この法律に特に定めるもの除外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第一百四十二条中「第三十四条第一項」を「第八条の三第一項」に改める。

第一百四十三条第四号中「第九十八条」を「第一百二条」に改める。

附 則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

公共の利益となる事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び事業に必要な土地等の取得の円滑化を図るため、収用し、又は使用する土地に対する補償金の額を事業の認定の告示の時の近傍類地の取引価格等を基礎とした額とするとともに、土地等の収用又は使用の手続の促進について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

(土地収用法の一部を改正する法律施行法)

第一条 土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百四十一号)は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 土地収用法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の際に効力を有する改正前の土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(以下「旧法」という。)第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示は、改正後の土地収用法(以下「新法」という。)の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条 改正法の施行前に旧法第三十三条の規定による土地の収用又は使用に関する事業の公告があつた土地の収用又は使用に関する事業の告示が、新法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九条の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四条 改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用(以下「旧事業認定による収用等」という。)については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されるいるものとみなす。

第五条 起業者は、旧事業認定による収用等に関するものとみなす。新法第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代え

て、旧法第二十六条第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四条の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならない。

第六条 旧事業認定による収用等に関しては、新法第二十八条の三第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地についてはじめて第三十四条の三の規定による手続開始の告示」とする。

第七条 第五条の場合において、同条の申立てが当該起業地(起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地)についてはじめてするものであるときは、

新法第三十四条の二第一項の規定による申立書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八条第四項の規定は、この場合における土地の表示について準用する。

第八条 第五条の場合は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四条の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八条の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

第九条 第五条の場合は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

第十条 第五条の場合は、新法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用(以下「新事業認定による収用等」という。)については、事業の認定後は、新法を適用する。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定しなければならない。

第十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のよう改正する。

(不動産登記法の一部改正)

第百七条第一項中「消滅シ」の下に「又へ失効シ」を、「既登記ノ権利」の下に「差押、仮差押及ビ仮処分」を、「其消滅」の下に「又へ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル権利」の下に次の一項を加える。

第十二条 この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定による改正後の不動産登記法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十七条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十八条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十九条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定しなければならない。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定に依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十七条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十八条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第三条第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十七条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十八条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十九条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

(都市計画法の一部改正)

第十四条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十五条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第十六条 第二十二条第一項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用

ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業

ノ認定ノ告示看做シに改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条の規定ニ依ル

収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第

一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第二

一項、第七十一条第一項(其ノ例ニ依ル場合

ヲ含ム)及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事

業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事

由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ

生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規

定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看

做ス

第十二条 第二十二条第一項の

ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 土地収用法第三十四条及第一百条第二項後

段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執

行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二 土地収用法第三十四条の四第二項中「第

二十六条の二第二項の図面」トアルハ之ヲ

「都市計画法第三条第二項の図書中都市計

画事業に係る図面」トス

三 土地収用法第八十九条第三項中「許可を

受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたと

き、その他政令で定める場合」トス

四 土地収用法第九十二条第一項中「第二十

九条若しくは第三十四条の六の規定によつ

て事業の認定が失効し」トアルハ之ヲ「第三

十九条第一項の規定による収用若しくは使

用の裁決の申請の期限を超過し」トス

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による都市計画法の一部改

正に伴う経過措置については、この法律に定め

る土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例に

よる。この場合において、第三条ただし書中

「旧法第三十六条第一項の規定による事業の認

定の告示があつた日から三年」とあるのは、都市

計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八条

第一項中「事業の認定の申請」とあるのは、「都市

計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは、「議

決」とする。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

(測量法の一部改正)

第十六条 この法律の施行前に測量法第十四条第

三項の規定による都道府県知事の公示があつた

ときは、前条の規定による改正後の同法及び新

法の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第十七条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十
九号)の一部を次のように改正する。

第一百六条第五項に次の二号を加える。

四 使用し、又は取用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第百六条に次の二項を加える。

四 使用し、又は取用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお從前の例による。

二号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の二号を加える。

四 使用し、又は取用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第十九条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

定による公告は同法第三十三条の規定による告示を加え、同条第三項中「前条」を「第三十六条」に改める。

第二十条 この法律の施行前に採石法第三十六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお從前の例による。

二号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の二号を加える。

四 使用し、又は取用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第十九条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

四 使用し、又は取用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

ができない。

第二十二条第一項中「前条」を「第二十二条」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

2 前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時（手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時）の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償を受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決（建築物の対償について譲り受け希望の申出をした者以外の者にあつては、明渡裁決）に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決」に、「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限（建築物の対償について譲り受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期）」に改める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の二項を加える。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一項改正に伴う経過措置）

第三十一条 第十四条の規定は、前条の規定による公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一項改正に伴う経過措置について準用する。

2 この法律の施行前に公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第二十二条の規定

による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に関する譲渡又は消滅に関する施設者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回する。

第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四条の規定によりその例によるものとされる第三条ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができる。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条・第十三条」を「第十二条・第十八条」に、「第二節 土地細目の公告（第十四条・第十六条）」、「第三節 裁決及び損失の補償（第十七条・第十八条）」を「第二節 裁決及び損失の補償（第十九条・第二十条）」に、「第四節」を「第三節」に改める。

第十八条に、「第二節 土地細目の公告（第十四条・第十六条）」、「第三節 裁決及び損失の補償（第十七条・第十八条）」を「第二節 裁決及び損失の補償（第十九条・第二十条）」に、「第四節」を「第三節」に改める。

第十九条の前に次の節名を加える。

（第二節 裁決及び損失の補償）

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同条第四項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第二十二条第一項中「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を、「仮補償金」の下に「（概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十七条中「第九十九条第三項及び第四項を「第九十六条第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七条」に改め、「第一百条」の下に、「第二十二条の二第三項及び第四項」を「第二十二条第二項」に改め、「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決に係る同法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改める。

第二十九条第三項中「第九十八条」を「第一百条」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

章第二節の規定は、適用しない。

第十二条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「二年六月」に改める。

（第二節 土地細目の公告及び第三節 裁決及び損失の補償）

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同条第四項後段の規定により仮補償金が供託されれた場合又は」を加え、「土地収用法を「同法に、その権利を有する者」を「関係権利者」に改め。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法を「同法に、その権利を有する者」を「関係権利者」に改め」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法を「同法に、その権利を有する者」を「関係権利者」に改め」とする。

（残地収用等の場合における補償金の額）

第十三条第一項又は第八十二条第一項の規定によると請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十七条及び第七十六条第三項中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十七条第三項中「明渡裁決」とあるのは、「補償裁決」とする。

（第二節 裁決及び損失の補償）

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同条第四項後段の規定により仮補償金が供託されれた場合又は」を加え、「土地収用法を「同法に、その権利を有する者」を「関係権利者」に改め。

第三十三条第一項中「補償金額」の下に「（土地収用法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金の額及び同法第九十条の四に規定する過怠金の額）」を「（假補償金）」に改め、「假補償金」の下に「（概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決における権利に係る土地の表示は、土地所有者及び関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

（第四節 裁決の代行）

第二十九条第三項中「第九十八条」を「第一百条」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第三十八条の二第一項中「第四十一条」を「第五節 土地収用法による事業の認定を受ける事業及び都市計画事業」に改める。

第三十九条第一項中「及び第百条」を「第十九条の六第一項中「及び第百条」に改める。

第三十八条の六第一項中「（第五節 土地収用法による事業の認定を受ける事業及び都市計画事業）に改める。

第三十九条第一項中「（第五節 土地収用法による事業の認定を受ける事業及び都市計画事業）に改める。

二十九条を「第二十九条第一項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改め、同条第四項中「第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしない」を第三十九条第一項の規定による申請をせず、又はその告示があつた日から一年六月以内に同法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがない」に改め、同条第五項を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業で、起業地の全部又は一部について収用又は使用の手続が保留されているものについて特定公共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続が開始されるものとする。この場合においては、建設大臣は、第十条第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用的手続が開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地収用法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用的手続が開始された旨を表示しなければならない。

第四十四条中「及び第二百三十六条」を「並びに第二百三十六条第一項及び第二項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「改正前の公共用地の取得に

関する特別措置法第十条第一項の規定による特定期間内に実施する場合を含む。)の例によると、第四条中「保留在している」とあるのは

「公共用地の取得に關する特別措置法第十二条第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2 前項の規定により第四条(第八条第二項及び第九条において準用する場合を含む。)の例によると、第六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に關する特別措置法第十条第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

(新住宅市街地開発法の一一部改正)

第三十四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二条第一項の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第二十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律第十六条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の一一部改正に伴う経過措置)

八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(新住宅市街地開発法の一一部改正に伴う経過措置)

この法律(第一条を除く。)は、改正法の施行の日から施行する。

第三十五条 第十四条の規定は、前条の規定によ

る新住宅市街地開発法の一一部改正に伴う経過措置について適用する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の一一部改正)

第三十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二条第一項の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により収用の手續が保留されているもの」を加える。

第二十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律第十六条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の一一部改正に伴う経過措置)

八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地

利益の帰属の合理化をはかることが、社会の要請にこたえる至当な措置であると考へる次第であります。

そこで、このよき現行制度を改正して、開発

買収について協力を得ることが困難であったのであります。

そこで、このよき現行制度を改正して、開発

買収について協力を得ることが困難であったのであります。

そこで、このよき現行制度を改正して、開発

買収について協力を得ることが困難であったのであります。

そこで、このよき現行制度を改正して、開発

買収について協力を得ることが困難であったのであります。

日から施行する。

理由

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

いうことに実際はなるわけでございます。

さて、お話を、本年第からはどういう日立つた政策がとられたのかというお話をございますが、まず総予算といたしまして、昭和四十年度は建設省所管の公営住宅あるいは住宅地区改良事業、あるいは住宅金融公庫、住宅公団、こういうものを合わせまして、政府関係で用意いたしました金が二千五百三十九億でございました。これが昭和四十年でございますが、今回約千億追加いたしまして、三千六百十億の資金を用意いたしまして実施しました。そういうわけで、この第一年度に当たる時期に、在来と違つて非常に大きく財政の資金をふやして事業の実施にかかる、これが全体を包括した問題でございます。

そのほか、各事業につきましての戸数の増加もはかっているわけでございまして、四十年度は、いま申しました各種の事業で建設省所管関係が全部で二十四万七千五十五戸で昭和四十年度の当初の事業を計画したわけですが、これを約五万六千七百戸ふやしまして、三十万三千八百三十戸、ととしまは第一年度として行なうということ。そのほかに厚生省あるいは労働省関係等の住宅を合わせまして四十万四千戸を政府施策としてやる。これを各省の分も含めますと、昨年は三十四万一千戸でございましたから、六万三千戸の増、こういうふうにいたしまして、相当思い切つて戸数及び資金をふやすということを行なつております。また内容においては、住宅金融公庫におきます産労分譲住宅、あるいは公團におきましての特別分譲住宅、そういうような種類の持ち家制度を推進するような政策を個別にはいろいろの点で加味しているわけでございます。

○稻富委員 そうしますと、本目標というものは、いま申し上げました六百七十戸のうちの重要な政府施策としては二百七十戸をとりあえずあります。この二百七十戸というのは、全体の戸数からいと約四割に当たるようなことになるわけであります。そういたしますと一年平均五

十四戸は住宅を建てる、こういう数字になるわけでございます。そういう計画でございますか。

○尚政府委員 さうでございます。その考え方でございます。

方は、御承知のようにわが国の各事業、住宅も当然でございますが、年々一定の伸びを持つて実施

されています。わが国経済の発展に伴つて、それぞれ一定に、相当の率を

持つて伸びてゐるわけでございます。この点で申述述べますならば、在来政府施策住宅は、三十六年から四十年におきましては一・四%ずつ毎年戸数を伸ばしております。これを今回の第一期五年力計画では、四十一年度を初年度として、以降一・六%ずつ伸ばしていくこうといふ計画になつております。以上のよろな形で、ことしは四十万四千戸でございますが、今後一・四・六%ずつ伸ばしていくことによつて、二百七十戸が達成できるという考え方であります。

○稻富委員 そうしますと、本年度は大体政府の施策としては公営住宅が七万二千戸、改良住宅四千五百戸、公團住宅が十七万四千戸、公團住宅が五万三千戸で、三十万三千五百戸になりますが、

そのほかの厚生年金融資とかそういうものを含めて四十万四千戸を今年度に実現しよう、こういうことをございまます。

○尚政府委員 さようでございます。

○稻富委員 さようでございます。

考えておりませんが、一応いまの予算としては一けでございます。

四・六%ずつ平均伸ばしていく、こういうことにいたしますと、四十五年には約七十万戸政府施策

住宅で建てるという考え方であります。

○稻富委員 そうしますと、次にお尋ねしたいと

思いますのは、ただいまの政府施策としておやり

になるほかの十万戸くらいのものが厚生年金融資

とかあるいは地方公共団体の貸し付け金といふよ

うなことによつて足らざる分はやつていいこう、こう

いうようなお考えのように承るのであります。

公庫住宅としましてもあるいは厚生年金融資の住

宅にいたしましても、これは当然投資者がその自

己資金を出すなくちゃいけないと、いうことになる

ので、この貸し付けの単価が実際より非常に少な

いわけなんです。こういうことに對しては政府は

何とかお考えになる余地があるのでござります

か。

○尚政府委員 御承知のように建築費の高騰によ

りまして、とかくの定めます単価が不足ぎみであ

るということは事実でございます。したがいまし

て、本年度におきましても、たとえば公営住宅に

つきましては工事費につきまして、構造によつ

て区別がございますが、七%から一六%程度まで

引き上げました。また用地費については一五%

単額を引き上げるというようなことをやっており

ます。ほかの、お話をありました厚生年金その他

の住宅におきましても、おおむね同様な基準で

あります。ほかの、お話をありました厚生年金その他

の住宅におきましても、おおむね同様な基準で

あります。もちろんこれはことしが当初の計画でありますから、そういうことになるかもわかりません

が、こういふものは将来非常に増大して、だんだん

この計画をふやしていく、こういうよろな大体

の計画をふやしていきます。私ども先ほ

ど申し上げましたように、四十一年度四十万四千戸、これを平均の伸び率として一四・六%ずつ伸ばしていく、これは必ずしもきつたり平均でとは

い、四十年度は最高額が六十九万円でございます

か、たぶんそだつたかと記憶しておりますが、

御承知のとおり今日家一軒建てるのに土地から一

切りますと約二百万円は要るというが大体の

目安でございまして、こういう点から申し上げま

ければ、実際上活用が困難じやないかと思うのでございます。こういう点に対し、これに依存し

て、大体住宅計画の一翼をになわせようとするな

らば、もつと積極的な貸し付け等に対する方法を

とるということが非常に必要じやないかと思うのでございますが、これに対しはどういうよ

うな方をやつていていたのですが、お考えがあつたら承りたい。

○尚政府委員 おつしやるとおりに、住宅の建設

を一そく内滑化していくためには、やはり単価の問題あるいは融資金額の問題といふものが非常に重要でございます。これにつきましては毎年、な

るべく実情に近づくように単価の調整を行なうと

いうことをいたしております。で、在来はどちら

かと申しますと、財政上の都合もありまして、そ

の一年間に、たとえば建築費にいたしましたら、

その値上がりした額だけを上げていくと、

なやり方をやつていたのですが、四十年から四十

一年の先ほど申しましたよろな単価増の場合は、

いちことをいたしております。で、在来はどちら

かと申しますと、財政上の都合もありまして、そ

の値上がりした額だけを上げていくと、

一部解消したい。実は私どもとしては全面解消と

いうことで財政当局等とも折衝したわけですが、

おおむね過去のひづみの半分程度の解消、あるい

は、これは公営住宅につきまして半分弱程度の解

消という程度の額になつたわけです。以上によ

うにいたしまして、確かにひづみがあるわけでござ

いますので、これをなるべく早い時期になくな

うに努力していくことを考えております。

また一方融資率の問題がございますが、御承知の

ように昨年御審議いただきました地方住宅供給公

社による分譲持ち家、分譲住宅制度がございます

が、あの場合も、従来は七五%融資でございま

し、五%引き上げといふこととにいたしましたが、

○宿題委員 こうした努力は今後とも一そろ続けていかなければならぬといふうに考えております。この点は政府も思い切ってやつていい

○瀬戸山国務大臣 いまのお話の点は率直に私どもだからなければならないかぬじやないかと思ひますので、これは建設大臣ひとつ努力していただきて、この貸し付け金の限度等を上げていただきたい。もつとこの公庫資金等によります住宅建設というものをやつていけるような方法を別途の形でやはり考えていただくということが非常に必要だと思うのでござります。これは事務的な問題といふよりも政治的な問題があると思いますので、この点に対する建設大臣としてのお心持ちを承りたいと思います。

もは反省をいたしております。正直なところ、住宅政策の一一番の魂の入つておらなかつたところがそういうところにあると思います。なるほど資金融通の制度をつくり、そして住宅の計画もやつておりますけれども、実際貸し出すものは、事実上実情と全然違つたもの貸し出す、まあ率直に言うとインチキだというような印象を与えておる、これでは政治の姿勢としても、また問題の住宅建設を充実する上から言つてもきわめて不適当である、率直に反省をいたしております。先ほど来る局長から御説明いたしましたように、その是正につとめておりますが、あまりに従来の幅が広かつたので一年で解消できない、こういう事情でございまますが、まあ政府、大蔵省ともよく話しまして、大蔵省もそういう事態につきまして最近非常に反省をされまして、この住宅問題はいつもお詫びがあり、また私ども申し上げておりますように、真剣な問題であるということで、非常に態度を変えてまいりました。少なくとも一年でそういう問題を解決しよう、こういうのがことしの予算編成の態度であります。

明申し上げましたように、実情に合うようになりますことはそれほど困難ではない。ただ住宅地の問題、これをただ現状に合わせる現状に合わせるので、高い敷地にどんどん資金を出すということは、これは切りがありませんから、この点はやはりある程度実情に合わせていきますけれども、御承知のとおりにどうしても地価の抑制をはかりたい、半面、ただ抑制といってもそう簡単にまたできませんから、政府の公団あるいは地方公共団体、いわゆる公共的な宅地をどうしても早く大量につくつて金融公庫等の資金でまかなえるような住宅地を早くつくる、そういうことを総合してやらなければこの問題は解決しない、こういろいろうに考えておるわけでございます。

る上の、一番大きな問題は、やはり宅地をどうするかという問題と思うのでござります。ただいまこの法案で計画されておりますこれに対しましても、五力年間に一億五千万坪の宅地の確保といふものが当然これは必要であるのでござります。御承知のごとく今日までいろいろな住宅計画を進められておるけれども、この宅地の確保が不可能なためにその計画がとんざしたという例は非常にありますのでござりますから、今回のこの策定に対して、この宅地対策に対応してどういう具体的な見通しと計画というものをつけられておるか。ただいま申し上げましたように約一億五千万坪の宅地の必要があるわけなので、こういうことに対する具体的な問題があれば承りたいと思います。

○尚政府委員 おっしゃられますとおり、宅地の問題は非常に重要な問題でございます。このために昨年建設省に機構として宅地部を設けるとともに、ことしは宅地開発公団はつくれませんでしけれども、住宅金融公庫及び日本住宅公團において宅地に関する機構を思い切って伸ばしたわけでござります。そのほか予算上の措置といたしましても、公庫、公團等におきます宅地の予算を大幅

に引き上げるということをはかつたわけでござります。しかし実際問題をつぶさに考えますと、宅地の供給という問題は、たとえば本年直ちに買収して着手したいたしましてもそれが使えるようになりますのにはやはりどうしても二年なり三年かかるということでござりますので、私どもの考え方ではこれらの機構の拡充その他による、いわゆる実績が出てくるのは、第一次五ヵ年計画におきましてはや後半に属してくる。そこで前半のほうは、どうしても公営住宅、公団住宅等がやつておりますそのつど、あるいは一年前程度に買っていくといふ方法をやつておりますが、それを、一方で極力買収等を多くいたしまして、大量供給が出てくるまでの間をより多くささえしていく、こういうやり方を必要いたします。御承知のように、日本住宅公団におきましては、大体翌年に建てます数のほとんど大部分を前年のうちに買つておく予算が一方についております。いわゆる次年度以降用地予算という予算でございますが、これがついておりますので、これを極力活用して買つていく。たとえば具体的な例としては、最近は都市内の工場が出てきていますそのあと地の買収、こういうのは、実をいいますと売り込みといいますか、買つてくれという要望もかなりございます。これは都市計画的にも非常に役に立つ仕事でござりますので、これも昨年から公団で思い切って坪当たり十万円以上のよくな土地でも、そういう都市計画的な意味のあるところは買うというような形で、あらゆる姿を動員してやっていくわけでござります。また公営住宅の敷地等は、最近は地方公共団体はほとんど住宅金融公庫から前年もしくは前々年等に融資を受けまして、あらかじめ開発して、そこに公営住宅を建てる。その場合に、たいがい公営住宅のみならず分譲住宅も同じ土地に建てるというようなことをやつております。そのようにして、新住宅都市ができるようなきわめて大規模なものは、これからも機構の拡充によつて、五ヵ年計画の後半程度に大規模に供給されると。それまでは、いま申しました次年度以降取得

までの実績等から見て、この五ヵ年の六百七十戸の建設につきましては、数字的にはつきりとは示せませんけれども、おおむねその見込みが立つものというふうに考えております。

かたや民間の宅地造成につきましては、御承知のように、昨年これを規制する法律といたしまして、宅地造成事業に關する法律といふものをつくりましたし、知事の認可にからしましてできます宅地が、道路その他の計画的な意味でも必ずいい環境になるよう、おそらくこれは本年あたりから方々の民間の善良なる宅地造成業者の行なうものは、すべてそこに知事認可といふような看板が立つて売られていくというような形になると思します。また、これをさらに促進するために、住宅金融公庫で御承知のように住宅融資保険制度というのがございますが、これは住宅を建てたりあるいは分譲住宅をつくつたり、宅地造成をしたりする場合の民間融資について、もし焦げつきの場合に公庫が一定の保証料をとつて保証するという制度でございますが、このほうも予算を一億ばかりふやしまして保証額をふやす。これを利用して民間宅地造成業者等がさらに一段と進んで民間金融の中では、しかも先ほど申しました知事認可を受けつついい宅地供給ができるようになると、いうふうに、昨年から具体的に着々やっているわけでございます。

以上のようなあらゆる施策を通じ、またさらにこれから御審議いただきます土地收用法の改正、こういうようなるので着々とやりながらこれらを全うしたいと思います。正直に申しまして、先ほど申しましたように、直ちにことしからその効果がきわめて顕著に出るというわけにはまいりませんので、その間は一そり次年度以降用地の取得等で努力していくといふことが実情でございます。

○稻富委員 これは大臣もしおちゅう言われるところでございますが、最近地価の上昇というの是非常にはなはだしいので、たとえば一介の労務者諸君が五ヵ年計画で一年間に十万円づつためて五十万円貯金をして住宅資金にしよう、宅地資金

にしようと思つても、五ヵ年後には、当初は五十万円で買ったのがもう五十万円では買えないという状態になつてくる。せつかく粒々辛苦土地を買おうと思つて蓄積をしたその夢が破れるということが往々ある。こういうようなことを考えて、個人でそういうような場合に先を見込んで土地を買いたいというような者に対しては、何か融資をやるというような制度でも設けるというような方法を考えたらどうかと思いますが、何かそういう方法はないものですか。

○尚政委員 いまお話をございましたような問題につきましては、まだ数の上でそれほど十分と言ふことはできませんが、住宅公団、住宅金融公庫等の発行する宅地債券の発行による予約的分譲という制度がございます。これは住宅公団にしろ、住宅金融公庫の融資を受けてこれを住宅供給公社等が行なう事業でございますが、まず土地を取得いたしましたときに、直ちにそこを造成してどの程度の宅地が分譲できるかという予定を立てまして、その口数だけの募集をいたします。応募して当たった方は、二年、三年というような長さでございますが、債券を買っていただく。その額は年に十万円とか二十万円の額でございます。なお、実際問題として私も最近建ちますものとの家賃の差といふのが、一方、公団なり供給公社はその債券の売却から得た資金をさらに造成費に運用しつつ、そして二年ないし三年後にその宅地をお譲りするということをやつております。なるべく最近建ちますものとの家賃の差といふのが、一方では土地だけで売るといふことをやつとども、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

○稻富委員 時間がありませんので、先を急いでお尋ねしたいと思いますが、それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておるのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

○稻富委員 時間がありませんので、先を急いでお尋ねしたいと思いますが、それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておるのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

○稻富委員 時間がありませんので、先を急いでお尋ねしたいと思いますが、それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておるのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

そこで、おそらくお話しの点があつたのは、先が最も重要な問題であります。それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておるのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

そこで、おそらくお話しの点があつたのは、先が最も重要な問題であります。それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得の方の収入から見て分譲できるということで、最近大都市におきましては、一方では高い土地となるべく有効に利用してアパート方式で分譲して家を持つていただく。こういうような技術的な方法も強めている次第でございます。

そこで、おそらくお話しの点があつたのは、先が最も重要な問題であります。それは現在の日本住宅公団のあり方についてであります。

そもそも日本住宅公団が政府資金によってできたときには住宅難に対する社会保障的な意味も非常に加味されておたと思ひであります。ところが最近、公団の従業からおる人に対して家賃値上げをやろう、こういうような計画があるといふことを聞いておのでございますが、こういうようなことでいいのであるかどうか、これに対する建設省としての、政府としての意見を承りたいと

思います。

○尚政委員 住宅公団の家賃の問題でございますが、御承知のようにここ十年來、ちょうど公団が設立されてから十年たつわけでございますが、その間土地及び建築費の値上がりといふものが相当地ございまして、その結果前に建てましたものと最新建ちますものとの家賃の差といふのが相当出てまいります。同じものがかなり差があるといふので、いわゆる不均衡といふ問題がございます。その不均衡の差が場合によつては五割、場合によつては倍程度になつておる。つまり、十年前のものといまのものと比較しますと、おおむね倍程度になつております。このよくな不均衡は、今まで最近の様子を見ますと、東京、大阪等の大都市では個人の方が八十坪、九十坪というような敷地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつて土地を求めるにはやはり相当な額になります。したがいまして、一方では土地だけで売るといふことをやつとともに、もう一方では大都市向きといつてしまして、鉄筋コンクリートのアパート等をつくりまして、これを在来の賃貸住宅よりも面積の多い三室程度のものをつくりまして、これを家とし长期割賦するということに特につとめております。こういたしまして、一軒当たりの土地の所要量が少ないために価格が全体で三百万円程度でおさまります。そしてアパートもろともこれを二十一

年とか三十五年とかという長期に完れば中所得

ますので、そういう点を御協力願つて、両方の調整をすること、いろいろなことをいたしたいといふふうに考へておるわけであります。もちろん、先ほど申しましたように、その結果が、先ほど申しました収入に対して二割をこえたりするような、そういうことは絶対ならないように考へておるわけでござります。

○稻富委員 協力していただきたいといふふうな御意見でございますが、もしもこの問題で從来の関係が承知しない、こういう場合が生じた場合、すでに昨日法務委員会を通過いたしました借地法等の一部を改正する法律案、これは昨日法務委員会で採決されておりますので、いずれ次の本会議で衆議院のほうは通過するだらうと思うのでござりますが、これとの関係、従来よりも借地人等借りた人にに対する権利が非常に重んぜられておる。こういふような賃地法等の一部を改正する法律案との関係はどういうふうに処理していくというお考えでござりますか。

○尚政府委員 いまお話をありました賃地法の改正の問題は、これは在來の賃地のところに建つております家を、たとえば堅固な家に建てかえるとかなんとかいふふうなときの紛争に対し、裁判所がいわば間に立つて適切なる補償等を定めるというような趣旨の法律だったと思います。この法律が施行せられた結果、こうした紛争に対しどういう数字を出してくるかということは、これからあとの問題で、わからぬわけござりますけれども、やはりあまりにも過去の地代、家賃等が安い場合は、それ相応に新たな、たとえば立てかえ等の場合には、その条件の引き上げ、あの法律の中にも、そりいつたもので新たな補償をするといふふうなことも書いてあるわけでございまして、これとの関係は直接的には、私ども、はつきりまだあれが施行されてどういう結果が出てきているかわかりませんので、直接的なあれはないわけでございますが、この公団の家賃につきましては、法律でも、あまりにも不均衡になつた場合等は、住宅に改良を施した場合等は、建設大臣の

認可を得て、ある程度家賃を上げてもよろしいと
いう形にいたしておるわけでございまして、それ
に従つて私どもは、十分これを注意して、むやみに
にどこまでも上げるといふわけございません
で、あくまで不均衡のは正、そうしてたとえば上
がつたとしても、その新たな入居者の負担が非常
に過重になるようなことのないよろんな範囲内でし
か決して認可しないつもりでございますので、そ
の程度のことはおそらく、その借地借家に関する
紛争が起きましたときの裁判所の決定とい
ふうなものも、その程度の差といふものはあるい
は認めていくというふうになるのではないかとい
うふうに考えております。

○稻谷委員 問題は、それは従来の居住者の既得
権を侵害するようなことがあってはいけないと私
は思うのです。この点、値上げによって既得権と
の問題、こういうよろくな問題はどういうふうにお
考えになつておられるのであるか。これは非常に
基本的な問題でありますので、この点承つておき
たいと思います。

○尚政府委員 今回の住宅公団のあき家の家賃を
上げる問題につきましては、これはもう既得権問
題はないわけで、新たに契約になるわけでござい
ます。

なお、在来入つておる方の住宅そのものを将来
あまりに不均衡だから上げるといふよろな問題が
起きました場合でございますが、これもその既得
権といふのは何十年前に幾らであつたといふもの
が、何十年そういう家賃やなんかを拘束するとい
うものではないと私どもは考えております。やは
り当時の社会情勢その他について、そして御承知
のように修繕費その他維持費も上がっていくわけ
でございますから、そういういろいろな観点か
ら見て公正妥当なる値上げといふものは、ある程
度社会的な観点から見ても、せられていくんでは
ないかというふうに考えております。しかしま
ず私どもは、実際問題として、公団の一般的なア
パートの居住者の家賃を直ちに、全般的に、不均
衡は正のために入つたまま上げていこうというこ

とは、いまこのところでは考へてはおりません。将来の社会情勢の変化に応じて、必要があるばそういうことの必要が起きたかもしませんけれども、いまはあき家をともかく修理するとともに上げていくといふ方式でまいりたいというふうに考えております。

○稻富委員 問題はそのあき家が高くなつた場合、今度は隣との均衡という問題が起つてくる、こういう点から当然値上げといふ問題が起つてくるということが予期される。ここに非常に問題があると思います。そういう場合に従来おつた人の既得権といつもの、この均衡を保つためにと、いうことで上がる。これは社会通念の問題ではなくして、やはり公団といつもの性格からいつて、こういうような場合にやむを得ないとして政府はそれを認めるかどうか、こういう問題が起つてくると思う。公団の性格といつことからこういうことがいいのであるかどうか。公団といつものがやはり住宅難からくる社会保障的なうう立場から計画されたことであるという、この性格上からの問題があるんじゃないか。こういう点で私はお尋ねしております。

○尚政府委員 確かに公団の一般的目的からいえは、安く適切な家を大量に供給するということをございます。御承知のように一方、公団の資金の構成等を見ますと、やはりこれに一般会計から、租税をもつて集めましたお金、補給金等において流しておるわけでござります。これは一般の国民からとつた税金が住宅公団のほうに入つているわけでございます。こういう観点からまた一方考えますと、あまりにも社会的に不均衡になつて、納税者の実際一般社会において行なわれている適正なる家賃という通念と、公団に入つた者のみがきわめて恩恵を受けるといつてもなことになります。したがいまして、この辺の問題は、いわゆる一般社会の納税者全体の均衡と公団との間がどうかという問題なのでございます。しかし一時的に、先生のおっしゃられましたように、そもそも住宅

問題を解決するためには公團といふものはあるわけですから、その場合に、それをきわめて強い方法でやるといふようなことは適切でないと思います。しかしあまりにも不均衡であるということになりますと、今度は納税者の方々に納得していただく面から見て、そりいつたある程度の均衡をとっていくということは必要になるんじやないかと思いますが、いま私どもは直ちにそういうふうな問題にはなってないと考えてはおります。

○稻富委員 公団の問題につきましては、これはいろいろ議論をしましても平行線でござりますので、この機会はこのくらい質問しておきまして、最後に一言だけお尋ねしたい。

これは御承知のとおり、現在新農村を建設するという意味から、さらには農村青年が農村を離れていく、こういう点から、あるいは農村の生活環境を何とか改善しなくちゃいけないという問題が当然起つてきているわけでございます。こうなりますと、農村の住宅といふのは、旧来の住宅が多い。国として住宅計画を立てる以上は、今日の農村環境からいっても、農村住宅をどうするかといふことは一応考えなくちゃいけないと思うのであります。ですが、この農村住宅に対する住宅計画としてどういうよろんな国としての考え方を持つていらっしゃるか、この機会に承つておきたいと思います。

○尚政府委員 お話をとおり、ともすれば農村から有能な青年が都会に出がちでございます。このことは日本の全体の農村の将来の発達について重要な問題でござります。そこで、その一つの原因といたしまして、やはり農村の旧式な住まいというようなことが大きな問題でございます。そこで私どもとしては、農村住宅の改善ということについて数年来非常に力を注いでおります。たとえば、住宅金融公庫の個人住宅融資にいたしまして、農村の住宅の改善によって新たに新築する、これを都道府県の指導を受けつつやるものにつきましてはほとんど無理せんで優先的なワクを設けて融資をしております。これは四十一年度は一万戸

金というのがございまして、これは住宅の各部を修繕したり増築したりするために融資する予算でございますが、この改良資金も主として農村に充てるということにいたしております。これまた農村部での要望に対しては無抽せんで貸すといふようなやり方でやっております。そのほか、御承知のように最近一部の農村においては農業協同化ということが行なわれまして、五家族程度が一組になって共同的に機械その他を持ちまして、共同の作業場を持つて仕事をするというようなことをやっておりますが、これにつきまして市町村が公営アパートを建てて、たとえば三階建てを建てまして、下の一階は共同作業場、あるいは倉庫あるいは機械置き場というようにして、アパート式に建てて上のほうに家族が住む、家族の数は大体五つぐらいでござりますが、そういうものを企てます場合には、これはまた公営住宅の補助金を優先的に補助するということをやっております。この農村アパートも年におおむね二百戸ぐらいつて全国各地でやっております。このように私どもは、常に農村の住宅改善という方向におきます事業につきましては、いずれも最優先扱い、ほとんどど無抽せんでというやり方でもつて促進しております。一方、農村住宅の改善をいたしますために、は相当PR運動が必要でございます。このためには農林省と私どものほうで提携いたしまして、全国各県に農村住宅改善推進協議会というのをつくりしております。これが現在二十数府県にできております。こういうのを一そろ活用いたしまして、改善のPRをする、そうしてそれらの資金を供給するという方式で、実は真剣に取り扱っているのが実情でございます。

むね六十万円程度の融資じゃないかと考えております。それから住宅の改善融資は、最高三十五万円まで住宅の改善資金融資を行なつております。
○稻谷委員 これはやはり、農家のいろいろな構造等を改善するという場合に、農村関係における農業改良資金といふものがある。これは最高六十万でございましたが、長期なものであります。ところが、これが、県が持つのが三分の一、国が持つのが三分の一、そしてこれは無利子なんですね。こういうような場合があるが、これは県の財政上なかなか貸してくれないというのが現状なんですね。非常に希望者は多い。こういうものに対しても、これをやはり一つの住宅政策として、建設関係からももつと考える必要があるのではないか。
農業改良資金といふのは無利子なんです。やはり農村経済の状態から見ても、農民の負担のないような、こういうような改良をやるということが最も必要であると思うのだけれども、こういうことに対する建設省としての考え方はないのかどうか。

してはなかなかこれ以上低い融資をつくり出すことは困難であるというのが実情でござります。
○稻富委員 建設大臣にお願いしておきたいのですが、いま申し上げました農村住宅の環境改善の上に非常に必要な問題があります。農村青年が都会上に流出するというような原因もそこにあるわけなんですが、そういうことから、実は農林省といたしましても、数年前に、ただいま申し上げましたように農業改良資金というものを出して、これは新婚の場合の住宅改善をやるために出すとかそういうことにして、長期の無利子の金を貸すことにしてたのですが、これが県が三分の二を持たなくてはいけない。こういう点から、非常に希望者は多いけれども、借りる適格者というのがない。いろんなことに理由をつけられて、申し込みをしましても適格者というのがほとんどない、こういうような状態です。これはやはり一つの農業政策の一環としてやることも、住宅政策の一環として建設行政の上からもっと十分に取り組んでいただきたい。

さらには、そうした場合に、農村収入というものが、ほかの工場収入とかあるいは労務者の収入と違いまして、農村収入の面の伸びが非常に鈍い。こういう点から、金利あるいは償還状態等もささらに考慮していただきなければならぬ問題があるのではないかと思いますので、この点は、建設行政の一環として、住宅政策の一環として、今後ひとつ十分検討して、そして取り組んでいただきたい。こうしたことを持てば私は建設大臣にこの機会にお願いを申し上げたい、こう思いまして、建設大臣のそれに対する決意をひとつ伺いたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 いま農村の住宅のこといろいろ御意見等承りました。私は実は感謝をしております。といいますのは、住宅政策というと、これは現実がそういう不足といふ状態があるからやむを得ないのでありますけれども、住宅問題といたすことのことを特に私は建設大臣にこの機会

ともあります。これは家が足らぬからといふの例であります。日本の大半を占めておる農村の住宅というものを考へないといふことは、住宅政策上非常に大きな欠陥である、そこでは、農林省とも直ちに連絡をいたしまして、農林省にその意見を申し出で、最近の人口移動あるいは都市集中、あるいは青少年という特に若い人々が農村にとどまらない、この理由にはいろいろありますけれども、ほんとうに農村の生活環境がよければこういう事態は非常に進つてくる。農業政策は、生産だけが農業政策じゃないのです。従来は主として生産一点ばかりで、農村の生活あるいは生活環境といふのをほとんど考へなかつたが、わが国の農業政策が多い。最近は数年前から、かまどのの改善であるとか、いろいろそういう点について努力されていることもわかりますけれども、最近の非常に近代化されつあるわが国の状況と農村の住まいの状況を考えますと、かりに非常に自然的な環境がよくても、あの生活環境で農村にとどまれといふのは、率直に言って全く残酷な感じがする。この点を考えますと、おかしいじゃないか、また住宅政策といふのはおもしろいじゃないか、こういうことで、実はいろいろ相談をしたわけであります。農林省もとにかく農林省として計画を立ててもらいたい、建設省も町の家だけという考え方だけでなしにやつてももらいたいということでおひらいろ相談して、さつき中止上げたような協議会なども実はつくるようになりました。

少し長くなつて恐縮でありますけれども、その際に私が相談いたしましたのは、最近、全国農業団体の資金が非常にだぶついておる、信連にいたしましても共済にいたしましても、それをいろいろなほうに回しておつたからよかつたけれども、最近回らない。コールに回らない、持ちあぐねておるという状況です。そういう代表者もお集まり願つて、ひとつ農村の家の問題を考へてもらいたいとやつたのですけれども、実は御承知のことお

り、これは金利が高くてとても農村の住宅に回らないということあります。大蔵大臣といろいろ相談したことあります。そういう意味で、農林省もまた詳細に計画するひまがなかつたわけではありませんけれども、どのくらいの計画をするかというと、百万戸ぐらいということあります。一挙に百万戸といつてもなかなかできないというところで、これをもつと詰めて計画をしなければならないと私は思つておるのですが、そこで昨年はさつき御説明いたしました六千戸でありますけれども、一万三千戸ぐらいということであつたのが一万戸に、ことしは微々たるものでありますけれども増加いたしておる、こういう事情であります。

御承知のとおりだ、農村の家屋は町の家屋とまた構造その他違つておる。かといって、農村の生活環境を、從来のあのいわゆる収納小屋と住居と一緒にするようなものが、必ずしも日本の農村でなければならぬといふことはなかろう、これは専門家に農村の住宅と収穫との関係の合うような設計をしてもらわなければならぬ、こういうこともいろいろ検討を願つておる状況であります。

これ以上申し上げませんけれども、農村の住宅環境といふものができるだけ近代化すると申しますか、これをしないと、このいわゆる農村人口の問題といふものは根本的な解決にならない、農村の振興のさきえにはならないということを強く信じておりますので、今後ともひとつ御意見等も承つて進めたい、かように考えております。

○稻富委員 大臣の御信念非常に心強く思つたのですが、農村の住宅といふものは、農業政策の一環でなくて住宅政策の一環として、ひとつ大いに建設大臣からの御協力をお願いしてやつていただきたいということを最後にお願いしまして、私の質問を終わります。

○廣瀬委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次

会は来たる十三日金曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

建設委員会議録第二十一号中正誤

ペシ	段行	誤	正
一	四	三	特ち家
四	一	三	よくしよう
			よくしよう